カラーコンタクトレンズを販売されている皆様へ

## 重要なお知らせ

(薬事法上の販売業許可を取得しないと、 カラーコンタクトレンズの販売ができなくなります)

- 平成21年11月4日より、おしゃれ用のカラーコンタクトレンズ(度なし)が、視力補正用のコンタクトレンズ(度付き)と同様に、薬事法上の「医療機器」として、規制の対象となります。
- これに伴いまして、11月4日以後、カラーコンタクトレンズを販売するためには、薬事法上の医療機器販売業の許可を取得している販売店でないと、販売できなくなります。
- 許可の取得の手続きには所定の時間がかかるため、今後ともカラーコンタクトレンズの販売の予定をされているにもかかわらず、手続きをなさっていない方は、できるだけ早く<u>所在地の都道府県庁薬務主管課</u>にお問い合わせください。
- 11月4日以降、カラーコンタクトレンズについて許可なく販売を行った場合、薬事法違反となり、罰則が適用されることとなりますので、ご注意ください。さらなる詳細については、厚生労働省の以下の照会先にお問い合わせください。

(照会先)

厚生労働省医薬食品局 審査管理課医療機器審査管理室

TEL: 厚生労働省代表 03-5253-1111 (内線 2788、4216、2786、2912)